

## 《重要》援助事件に関する留意事項のご説明

特にご留意いただきたい点を以下にまとめましたので、必ずお目通しください。

### 【1 立替金の送金】

援助開始決定後、受任者等から契約書、重要事項説明書、償還金支払のための手続必要書類（被援助者が償還猶予決定を受けた場合除く）を提出いただいた後に、決定された着手金等の金額を受任者等へ送金します。

個別契約締結前に、必ず被援助者に重要事項説明書に記載した内容をご説明ください。

### 【2 関連事件の申込】

事件進行中に他の手続が必要となる場合には、報告書を提出していただき、援助の可否について審査します。関連事件終了後の援助申込については援助開始決定できません。例えば、一審について援助を受けて控訴審まで終了した後に報告をいただいても、控訴審の対応については援助の対象となりませんのでご注意ください。

### 【3 相手方等からの入金】

事件の相手方等から入金があった場合は、受任者において一時保管するとともに、センターへ報告書を提出してください。受領した金銭を地方事務所長の決定を得ないまま被援助者に渡してしまった場合や、債権者へ弁済してしまった場合、センターが償還を受けられなかった金額について、受任者に請求することがありますので、ご注意ください。

### 【4 辞任】

辞任を希望するときは、地方事務所長にその理由を付した書面をご提出ください。地方事務所長は、辞任について審査に付し、やむを得ないと認めるときはこれを承認します。立替金の返還割合を決定するため、ご意見があれば活動経過を記載した終結報告書に合わせてご記入ください。

### 【5 代理援助⇔書類作成援助の変更】

援助の種類が異なるため、新たに個別契約書を取り交わす必要があります。この場合も、事件終了後（書面作成後）の変更申込みはできません。

### 【6 各種報告書等の提出】 ※事件処理の段階等に応じて報告書等のご提出が必要となります。

- ・着手報告書：個別契約書提出後3か月以内のご提出が必要です。事件処理の関係で着手未了の場合はその旨を記載してご提出ください。
- ・中間報告書：事件に関し相手方等から金銭等を回収したとき等には、速やかにご提出ください。
- ・関連援助・方針変更報告書：事件進行中に援助案件に関連して別の訴えの提起その他の手続が必要となったときや、事件処理方針を変更するときにご提出ください。事件終了後の援助申込はできませんので、ご注意ください。
- ・過払金に関する報告書：過払金を回収したときは、速やかにご提出ください。
- ・追加費用支出申立書：費用について決定額に不足が生じたときにご提出ください。規定に基づく実費相当額が追加支出の対象となります。
- ・終結報告書：事件終結後速やかにご提出ください。関連事件の援助や追加支出が必要な場合は、必ず各報告書を合わせてご提出ください。終結決定後は追加支出できません。また、終結報告書のご提出が事件終了後2年を経過している場合には報酬金や追加支出金は支払われないこととなります。

### 【7 事件終結時の償還月額決定について】

援助終結時に、償還期間が終結決定から3年を超える償還月額を希望する場合には、終結決定に際し、改めて被援助者の収入等について資料を提出いただき（書式「生活状況申告書」あり）、被援助者の償還能力を踏まえて償還月額を決定いたします。具体的には、収入から所定の支出を差し引いて「可処分金額」を算出し、可処分金額の50%程度を償還月額の目安とします（可処分金額が1万円未満等の場合は原則5,000円）。

## 【8 相手方等から受領した金銭の精算方法について】

被援助者が事件の相手方等から金銭等を得ているときは、原則として報酬等を差し引いた残額から立替金に満つるまで償還に充当していただきます。また、養育費や婚姻費用のような毎月一定額の入金が予定される場合には、それらを「可処分金額」の計算に含めることで償還方法の決定に反映させます。なお、被援助者口座に入金があった場合（扶養料含む）でも、原則、入金額から報酬金（被援助者より直接払い）や償還充当分を精算させていただきます。終結決定を行うまでの入金分についても同様に精算の対象となります。

## 【9 金銭の立替え・受領の禁止】

業法第45条及び契約条項第24条において、金銭の立替え・受領の禁止が定められていますので、受任者・受託者は地方事務所長が決定する立替金・実費以外の金銭を被援助者に請求することができません。例えば、事件の処理に関する日当や交通費等については請求しないようご注意ください。

## 【10 立担保援助】

立担保援助は本案事件及び保全事件の附帯援助となるため、立担保援助のみの申込みはできません。保全事件等の担保は、実質的には実体法上の損害を賠償するためのものであり、当センターが第三者として立担保をすることは、弁護士等に委任するための費用、訴訟費用を援助するものではなく、将来生じうる損害賠償債務の履行そのものを援助するに等しいものです。こうした特殊性から、附帯援助たる立担保援助については、通常の代理援助よりも慎重に援助の可否について審査を行うため、センター本部との協議を要する場合もあり、保全事件の援助決定をしても、立担保については援助しない場合もありますのでご注意ください。

## 【11 立替金の償還免除】

- ・援助開始時に生活保護受給者であっても、援助終結時に生活保護が打ち切られる場合や、審査の結果によっては、免除できないことがありますので、「無料である」等の誤解を招くような案内は避けていただくようお願いいたします。トラブルとなった例が散見されています。
- ・償還免除決定は、センター理事長の承認が必要となり、決定までに時間を要します。特に生活保護受給中の方で、成年後見申立や相続放棄申述、多重債務事件で相手方からの金銭の回収がない場合など、報酬が発生しない案件については、終結報告書と合わせて償還免除申請書（被援助者自署）及び生活保護受給証明書等の疎明資料をご提出いただくと、スムーズに免除手続きが進められます。提出にご協力いただける場合は、終結報告書ご提出前にお問い合わせください。

## 【12 生活保護受給者が相手方等から得た金銭の取り扱い】

生活保護受給者が得た金銭等について、厚生労働省の事務連絡により、債務整理で過払金が回収された場合、他の債権者への弁済額については収入扱いせず、弁護士費用についても経費として控除することが認められています。これは、債務整理以外の事件であっても同様の取扱いができます。相手方から金銭等を得た場合には、被援助者（被保護者）または受任者（被援助者の承諾が必要）から速やかに福祉事務所にご連絡いただき、弁護士費用や償還金等に充てる金額が発生することを申し入れていただく必要があります。また、残金を被援助者に返金する前に連絡調整ができなかった場合には、被援助者から福祉事務所に遅滞なく収入申告をすることを徹底いただくようご協力ください。

ご不明な点については、お問い合わせください。

日本司法支援センター香川地方事務所  
(お問い合わせ先) TEL: 050-3383-5570